

## 地方自治法施行令等の一部を改正する政令の概要

### 1 改正理由

先の通常国会で成立した地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の施行に伴い、総合区の設置及び指定都市都道府県調整会議における協議に係る総務大臣の勧告の手続に関し必要な事項を定めるとともに、特例市に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 指定都市制度の見直し関係

##### ① 総合区関係

総合区制度の創設に伴い、総合区長の解職請求、総合区の会計管理者、選挙管理委員会に関する規定等を追加する等、総合区の設置に関し必要な規定の整備を行う。

##### ② 指定都市都道府県調整会議関係

指定都市都道府県調整会議及び指定都市と包括都道府県の間の協議に係る総務大臣の勧告制度の創設に伴い、総務大臣の勧告に関し必要な規定の整備を行う。

#### (2) 中核市制度と特例市制度の統合関係

特例市制度に関する規定を削除し、施行時特例市に係る必要な経過措置等を設ける。

### 3 施行日

平成28年4月1日。ただし、2(2)に関する規定は、平成27年4月1日。